

## ◇「文化財保護審議会臨時委員」関係法令

### ●文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（地方文化財保護審議会）

第九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### ●上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例第8号）

第5章 上尾市文化財保護審議会

（設置）

第24条 法第190条の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会への諮問）

第25条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第6項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。

（組織）

第26条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第27条 委員及び臨時委員は、文化財に関し専門的学識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

（委員長）

第28条 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。